

三条市立学校の教育職員に関する  
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

三条市教育委員会

## 目 次

1	計画の趣旨・現状	．．．．．	P 1
2	目標	．．．．．	P 2
3	計画の期間	．．．．．	P 2
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容	．．	P 3
5	関連する取組、今後のフォローアップについて		P 7

## 1 計画の趣旨、現状

### (1) 計画の趣旨

本計画は、教育職員一人一人が児童生徒とじっくり向き合い、心を通わせた教育活動を推進するために、教育職員の負担を軽減し、健康な心身でやりがいをもつことができる職場環境を実現するために策定するものである。

### (2) 本市の現状

- 本市では、令和2年3月に、「三条市立学校教育職員の勤務時間の上限に関する方針」（以下「方針」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。
- こうした取組の中、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は次のとおりであった。

#### 【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	月 45 時間を上回る割合	月 80 時間を上回る割合
小学校	29.1%	2.7%
中学校	48.7%	10.9%

※ 小学校、中学校には、義務教育学校の前期課程、後期課程をそれぞれ含む（以下同様）

- 時間外在校等時間が45時間を超える割合が小学校で29.1%、中学校で48.7%と多くなっている。いじめ、不登校に係る児童生徒、保護者への対応や部活動指導などの業務の負担感が大きくなっており、積極的な生徒指導や部活動の地域展開の推進を図ることによって、教育職員の業務、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。
- こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

## 2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

### (1) 時間外在校等時間に関する目標

- 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。

	R 6	R 8	R 9	R 10	R 11
小学校	70.9%	79%	86%	93%	100%
中学校	51.3%	64%	76%	88%	100%

### (2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 9%まで減少させる。

	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
高ストレス者割合	10.7%	10.5%	10.0%	9.5%	9.0%

- 教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

## 3 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

## 4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

### (1) 「業務の 3 分類」を踏まえた業務の見直し

#### **ア 学校以外が担うべき業務**

- ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3 分類」①関係）
  - ・ 各地域の実情を踏まえつつ、児童生徒の登下校の時間の見直しを推進する。学校運営協議会などを通じて保護者・地域住民による通学路

の見守り活動を推進するとともに、青少年指導委員によるパトロールを行う。

- ◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応・・・（「3分類」②関係）
  - ・ 放課後から夜間における見回りについては、青少年指導委員による街頭指導巡回に委ねることとし、学校における自主的な見回りは行わないこととする。
  - ・ 休日や夜間の保護者からの緊急連絡については、学校に連絡せずに、教育委員会に連絡する体制を整備する。
- ◆ 学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）
  - ・ 給食費について、徴収手続等の精査を進め、令和9年度までに公会計化を検討する。
  - ・ 学校預り金の督促業務は、学校と教育委員会とで連携して行う。
- ◆ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）
  - ・ 地域学校協働活動に係る関係者間の連絡調整等は、学校運営協議会のCSディレクターを中心とし、保護者・地域住民の積極的な参画を推進する。
- ◆ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
  - ・ 学校の電話受付時間を、小学校は7時45分から17時30分まで、中学校は7時45分から18時00分までとし、保護者、地域に周知する。時間外には教育委員会に電話するようにすることで、教職員は、遅い時間の電話対応をせずに、業務に専念できるようにする。
  - ・ 学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備することにより、教育委員会の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

## イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ◆ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）
  - ・ 校務支援システムやクラウドサービスの機能等を活用することによって、調査の回答に係る事務負担を軽減する。
  - ・ 学校事務体制の強化のため、共同学校事務室を整備する。
- ◆ 学校プールの管理（「3分類」⑨関係）
  - ・ 学校プールの管理業務等について、教育委員会において令和11年

度までに外部委託を含めた検討を行う。

- ◆ 校内清掃（「3分類」⑫関係）
  - ・ 児童生徒への清掃指導は、回数や範囲の合理化等を促進する。
- ◆ 部活動（「3分類」⑬関係）
  - ・ 令和8年度中に運動系部活動、令和9年度中に文化系部活動の休日の活動を、原則、地域クラブの活動とする。平日の部活動については、活動回数や活動時間等の適正化を図る。

#### ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- ◆ 給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）
  - ・ 食に関する指導については、一括して栄養教諭等が対応するなど、教諭の負担を軽減する。
- ◆ 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）
  - ・ 全校に配置しているスクールアシスタントによる授業準備や採点作業等の補助を推進する。
  - ・ 校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑰関係）
  - ・ 生徒指導関係の校内会議への指導主事やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の参加を促進し、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。
  - ・ 教育委員会において、医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携に関する研修を少なくとも年3回実施するほか、虐待やいじめ、不登校、発達障がい、引きこもりなど、様々な問題で支援を必要としている児童生徒に対し、継続的かつ総合的な支援を行うための「三条市子ども・若者総合サポートシステム」が学校と密接に連携し、学校が組織的に関係機関と連携・協働して適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築できるようにする。

#### (2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・ 各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数につい

ては、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ・ 当初の狙いが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。
- ・ 児童生徒の欠席連絡や学校から保護者への配布物の一斉配信、保護者への調査・アンケート等をクラウドサービスを用いて実施・集計するなど、デジタル技術の活用により校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づいた自己点検の達成状況を、38%から50%にする。

### （3）教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に管理職または医師による面接指導を実施する。
- ・ 11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・ 心身の健康問題についての相談窓口の周知を図る。
- ・ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・ 令和8年度中に、学校における定時退校日を月2回以上設定することを推進するとともに、長期休業期間中に5日間以上の閉庁日の設定を行う。
- ・ 早出遅出勤務制度の通年導入について令和11年度までに検討を行う。

## 5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- 取組の着実な実行を図るため、三条市立学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、市のHPで公表するとともに、定例教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- 学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- 時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で導入しているストレスチェックの結果等から把握する。
- 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、個別の支援・指導を実施する。
- 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- 保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。